

機関名：五島保健所

<管轄地域> | 五島市 |

概 要

保健所は、地域保健法に基づき、地域住民の健康の保持、増進を図るための活動を行っています。

地域保健課においては、精神保健や母子保健、難病、感染症等の様々な業務を行っています。

業務（相談）内容

1. 精神保健福祉相談〔所内、所外、電話、家庭訪問〕
2. 精神保健福祉の普及・啓発
3. 組織育成：当事者会や家族会等への支援
4. 地域移行・地域定着支援事業
5. 自殺対策事業

利用方法

- ・ 精神科嘱託医による相談（要予約） 月1回
- ・ 臨床心理士による相談（要予約） 年10回 月曜日
- ・ 保健所職員による相談 月～金（9：00～17：45）
ただし祝日及び年末・年始を除く

電話番号 0959-72-3125